

## **[事案 26-113] 配当金等支払請求**

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定打ち切り

### **<事案の概要>**

保障設計書に記載されたとおりの老後設計資金・長寿祝金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 49 年 10 月に契約した終身保険について、以下の理由により、保障設計書に記載されたとおりの老後設計資金・長寿祝金を支払ってほしい。

- (1) 保障設計書の下に小さな文字で「支払額を約束するものではない」旨記載されているが、募集人からその説明は一切なく、錯誤を誘発するものである。
- (2) 保障設計書には「老後設計資金と長寿祝金は…今回保険料率が改定になったので配当の実績がありません」と記載されているが、保険料改定がない年は配当があるという誤解を誘発する。
- (3) 同設計書には、「配当金は生存保険の買増しにあてます」とだけ記載され、配当金が 0 円になる場合、長寿祝金がなくなるとの記載はない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保障設計書の記載は誤解を生じさせるものではない。
- (2) 保障設計書の老後設計資金、長寿祝金は配当金で買増しされるものである。そのため、配当数値によって変動することがあるものであり、支払額を約束するものではない。
- (3) 老後設計資金および長寿祝金の具体的数値の前にはいずれも「約」と記載され、確定したものではないことを前提としている。
- (4) 配当金は剰余金の配分という性質上当然に 0 円となることもありうるし、その場合には配当金によって買増しされる長寿祝金等も 0 円となる。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 契約の保障設計書には、「老後設計資金と長寿祝金は配当金で 3 年目から毎年買増しする生存保険金です。昭和 49 年 5 月に保険料率が改訂になりましたので配当の実績がありません。したがって、生存保険金は将来のお支払額をお約束するものではありません」と記載があり、保障設計書を見れば、老後設計資金と長寿祝金はその性質上、配当数値によって変動するものであることが分かる。
2. 一方、契約時の状況によっては、申立人が錯誤（民法 95 条）に陥っていた可能性も否定できないことから、募集人が保障設計書にもとづいてどのような説明を行い、申立人がそれをどのように理解したのかを確認することが重要である。
3. しかし、募集人は既に死去していること、また、本契約は申込みから既に約 40 年が経過しているうえ、当審査会には、裁判所におけるような、厳格な証拠調手続を踏まえた本人・証人尋問の制度もないことから、当審査会において事実関係を明らかにすることは著しく

困難もしくは不可能であり、裁判所における訴訟手続によることが妥当である。